

## 大垣市と大垣女子短期大学との連携に関する協定書

大垣市と大垣女子短期大学は、相互の発展のため連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、大垣市と大垣女子短期大学が多様な分野で包括的に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

### (連携・協力内容)

第2条 大垣市と大垣女子短期大学は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 子育て及び人材育成に関すること。
- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 保健、医療及び福祉の充実に関すること。
- (4) まちづくりに関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するため必要な分野に関すること。

### (連絡調整窓口)

第3条 大垣市と大垣女子短期大学は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

### (協議事項)

第4条 大垣市と大垣女子短期大学は、本協定に基づく連携・協力の具体的な内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

### (情報保護)

第5条 大垣市と大垣女子短期大学は、本協定に基づく連携・協力に当たり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

### (有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成19年10月3日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、大垣市と大垣女子短期大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、大垣市及び大垣女子短期大学で協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上1通を保有する。

平成19年10月3日

大垣市丸の内2-29

大垣市長

大垣市西之川町1-109

大垣女子短期大学学長

～」、「」 教 中 市 協